農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

小松島市

１　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

１．小松島地区

（1）現況

本地区は、一般国道５５号より東側に市街地（一部除く。）を有し、北西部は勝浦川に接し、平野部は稲作を中心に施設園芸（イチゴ、花き）や露地野菜を栽培し、中山間部の傾斜地ではミカンを生産している。

一部で小規模農地や不整形な農地の点在が見られ、狭あいな耕作道等を利用している。また、ほ場内の排水機能が低く、汎用化による畑作物の作付けに支障を来している。

今後は、未整備農地の区画整理や農道整備を促進し、生産性の効率化・省力化を図る。また、整備農地においても、暗渠排水の整備等により排水条件を改善し、畑作が可能な汎用化を進め、複合経営化による農地の有効利用を推進するとともに、環境に配慮した持続可能な農業を推進する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２．立江地区

（1）現況

本地区は、立江川流域にあり、立江町・櫛渕町は大規模な農業生産基盤整備により稲作に適した環境が整っている。中山間部は、特産品のヤマモモ、菌床シイタケの生産地である。

区画整理が概ね進展している一方で用排水路や排水機場など農業水利設の老朽化が進んでいる。

今後は、農業水利施設の改修、再整備等により機能回復を図るとともに、排水条件の改善により、農地の汎用化を図り、収益性の高い農産物の導入を推進する。また、畑地や樹園地では、農道及びかんがい施設の整備を行い、農作業の省力化や効

率化を総合的に推進するとともに、環境に配慮した持続可能な農業を推進する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業、及び同項第３号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３．坂野地区

(1) 現況

本地区は、那賀川下流域に位置する平坦地であり、地区の大部分は那賀川北岸用水から用水の供給を受けている。本地区では、隣接する阿南市と一体的・広域的な農業が行われており、ブロッコリー等のほか、施設野菜（イチゴ、トマト、キュウリ等）を栽培している。

区画整理が進む一方で小規模農地や不整形な農地の点在が見られ、狭あいな耕作道等を利用している。水路は用排水路兼用であるため排水機能が低く、汎用化による畑作物の作付けに支障を来している。

今後は、農業水利施設の改修、再整備等による機能回復、農用地の面的集積、施設野菜等の主産地化を進め、農地の有効利用を推進するとともに、環境に配慮した持続可能な農業を推進する。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を推進し、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	小松島区域	法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業
②	立江区域	法第３条第３項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業
③	坂野区域	法第３条第３項第１号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。